

特集

知ってる？ 気象用語

天気予報入門

気象予報士志望の
農田協子です！
一緒に気象用語を
勉強しましょう。



テレビやラジオなどの天気予報で聞くけれど、
はっきりした意味はわからない…。
そんな天気予報に登場する気象用語について解説します。
知っておけば天気予報の理解度が上がり、
外出や農作業にもきっと役立ちます。



1 時間

その1 時間経過などを表す用語

天気は一日の中でも変化します。それを
天気予報で表す場合、ポイントは時間の長
さです。どれだけの時間、晴れや曇り、雨な
どが現れるかで用語を使い分けられます。

時間経過などを表す気象用語

一時

晴れや曇り、雨などといった現象が連続
的に起こり、その現象の発現時間が天気予
報で発表された時間（≡予報期間）の4分
の1未満のとき。

時々

晴れや曇り、雨などといった現象の発現
が断続的に起こり、その現象時間の合計時
間が発表された時間の2分の1未満のと
き。

のち

予報期間内の前と後で現象が異なると
き、その変化を示すときに用いる。可能な
限り具体的時間帯を示すが、時間帯が二つ
になるときは、一方に「のち」を用いる。例
えば「晴れのち曇り夕方から雨」とする。

はじめ(のうち)

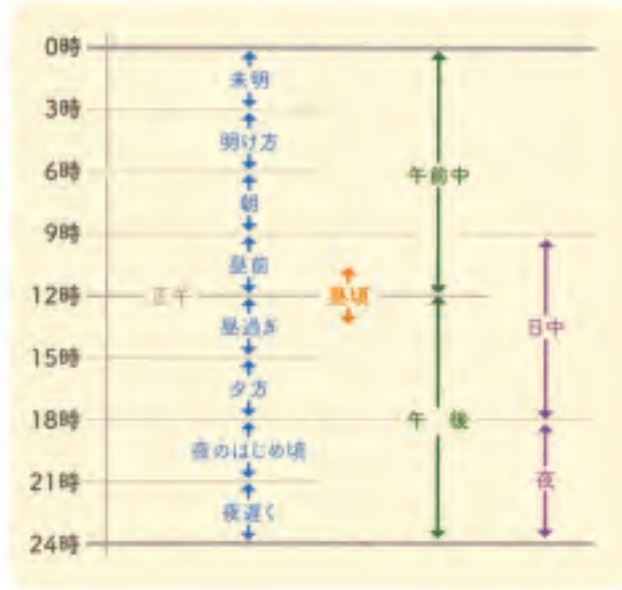
予報期間の初めの4分の1、ないし3分
の1くらい。週間天気予報では予報期間の
初めの3分の1くらい。今日、明日、明後日、
に対する予報では、朝の9時くらいまで。
今夜に対する予報では、19時くらいまでと
なる。

翌日の天気予報だったら、
予報期間は0時から
24時までよね。
とすると、一時というのは
4分の1未満だから…、
6時間未満の天気のことね



その2 一日の時間細分の気象用語

一日の時間をどのような気象用語で区分しているかについても知っておくと便利です。普段私たちが何げなく使っていた言葉も気象用語に当てはめると案外ずれていることがあります。



へえ、昼過ぎって15時までのことなのね!



「やや強い雨」で、すでに話し声がよく聞き取れないほどのなのね...



雨は、飲み水をはじめとする生活用水、工業用水に利用され、そして水稲や野菜などの作物を育てるなど、大切な役割を持っています。しかし雨が多過ぎると洪水などが起こり、時には人の命を奪うほどの大きな災害に結び付くこともあります。

雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子
10以上20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声がよく聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。
20以上30未満	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしてもぬれる。		道路が川のようになる。
30以上50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。			
50以上80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴースと降り続く)。	傘はまったく役に立たなくなる。	寝ている人の半数が雨に気が付く。	水しぶきで辺り一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。			

気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html) より抜粋

風の強さと吹き方

用語	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木の様子
やや強い風	10以上15未満	風に向かって歩きにくくなる。傘が差せない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。
強い風	15以上20未満	風に向かって歩けなくなり、転倒する人もでる。高所での作業は極めて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。
非常に強い風	20以上25未満	何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷する恐れがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。
	25以上30未満		
猛烈な風	30以上35未満	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。
	35以上		

気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/kazehyo.html)より抜粋



風

風は、台風の発生数が多くなる7～10月はもちろん、春一番から始まる春先の強風にも注意が必要です。
強風害の例として農地の土壌が風によ

って搬出される「風食」が挙げられます。地域により時期や程度は異なりますが、3～5月ごろに注意が必要です。



気象警報・注意報や 天気予報の発表区域

天気予報は、正式には「府県天気予報」といい、各都道府県をいくつかに分けた1次細分区域単位で発表します。1次細分区域は、気象特性、災害特性と地理的特性により、都道府県を分割して設定しています。

警報や注意報は、2次細分区域単位で発表します。2次細分区域は、市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

ご自身やご家族のお住まいの地域がどの区域に入るか、この機会に知っておきましょう。

QRコードはスマホのカメラを起動させ、URLにアクセスして読み取れます。

〈気象庁ホームページ〉
気象警報・注意報や
天気予報の発表区域



取材協力: 気象庁
<https://www.jma.go.jp/>
イラスト: ゆきたけし



コロナ禍で本部役員が1年留任の特別対応 JAさっぽろ女性部第22回通常総会

JAさっぽろ女性部(菅原利恵部長)は、4月1日(木)、代議員57名の書面議決により第22回通常総会を開催しました。本部三役と事務局により議決権行使書面の集計を行なった結果、令和2年度事業報告と収支決算など上程された5件の議案が過半数の賛成をもって可決されました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、伝統行事である「女性の集い」の中止をはじめ、多くの行事の自粛や活動制限を余儀なくされた1年となりました。令和3年度の事業計画では、コロナ禍においても組織の進展と活性化を図るため、積極的な女性部加入促進活動や女性部が主体となり培った技術・情報を地域に発信する機会を設ける活動に努めることなどが盛り込まれました。

また、任期満了に伴う役員改選については、コロナ禍のリスクを鑑み、本部3役及び監事の1年留任の特別対応がとられ、本部部長に菅原利恵さん、副部長に佐藤京子さん、嶋知子さんがそれぞれ留任しました。



△令和3年度本部役員(左から)佐藤副部長、菅原部長、嶋副部長。



西町地区の齊藤信明さんへ 永年勤続役職員感謝状を贈呈

4月8日(木)、本店にて西町地区組合員の齊藤信明さんへ永年勤続役職員感謝状が贈呈されました。この感謝状は、長年に亘り役員を務め、農協事業の推進・発展に寄与する功績を残された方に、JA北海道中央会会長から贈られます。今回、軽部組合長の代読により、齊藤さんへ感謝状と記念品が手渡されました。

齊藤さんは、平成7年4月から旧札幌市農協の監事、平成14年7月から当JAの代表理事副組合長、平成19年5月から代表理事組合長、平成23年7月から西町地区の理事として、通算25年3ヶ月の長きに亘りご奉職いただきました。

齊藤さんのご功績に敬意を表するとともに、今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。



不動産プラザ通信

4つの柱からなる社会保障制度

新緑の季節を迎えた今、確定申告も終わり組合員の皆さまもほっとされている頃ではないでしょうか。そこで今回は、私たちの納める大切な税金の使い道のひとつであり、国の予算の3割以上を占める社会保障制度についてご紹介します。

憲法第25条では、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。このいわゆる「生存権」を支える日本の社会保障制度は、以下の4つの柱から成り立っています。

- 1、あらかじめ保険料を支払い、病気などにかかった際に給付を受ける「**社会保険**」
- 2、社会的な困窮者に一定水準の生活を保障する「**公的扶助**」
- 3、高齢者や障害者などに施設やサービスなどを提供する「**社会福祉**」
- 4、健康診断の実施や感染症の予防・対策を行なう「**保険医療・公衆衛生**」

1、社会保険

医療保険は病気などにかかったとき、**年金保険**は高齢になったときなどに、あらかじめ支払っていた保険料を財源として給付されます。職業別に参加する種類が分かれており、一般的な民間会社の被用者は「健康保険」と「厚生年金」、自営業者などは「国民健康保険」と「国民年金」、公務員などは「共済組合」と「厚生年金」に加入することで、国民すべてを対象とした皆保険・皆年金が実施されています。

また、**雇用保険**は失業者などに対して給付され、不況が深刻化すると、雇用保険の給付額も増えていきます。**労働者災害補償保険**は、労働上の災害に対して給付されます。そして**介護保険**は、介護が必要と認定された方に給付される保険で、40歳以上の国民が支払った保険料と税金を財源に、2000年から地方自治体が運営しています。

2、公的扶助

扶助の“扶”も“助”も、助けるという意味で、公的扶助とは、生活保護法に基づいて困窮者を社会で助け支えることです。具体的には、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8項目のうち、必要な項目の必要な金額を合算して**生活保護費**を支給します。

3、社会福祉

社会的に保護や援助を必要とする方に対し、各種の福祉法に基づいて施設を整えたりサービスを提供します。**高齢者・児童・身体障害者・知的障害者・母子**など、誰を対象とするかでそれぞれ**福祉法**が定められています。

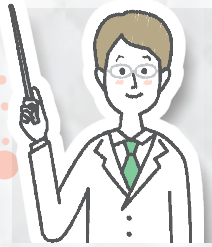
4、保険医療・公衆衛生

がん検診などの**各種健康診断**、地方自治体の保健所や保健センターなどが中心となって行なう**感染症対策**（新型コロナウイルス感染症対策、乳幼児期の予防接種）や浸水被害にあった住宅への**消毒作業**、飼い犬・猫などの保護・管理なども、公衆衛生に含まれます。

よろずサポート相談員は、今年度より名称を「よろずサポーター」と改め、これまで以上に組合員の皆さまのより身近なパートナーとして、さまざまな相談に対応してまいります。



健康講座



5月31日は「世界禁煙デー」

健康科学アドバイザー：福田 千晶

喫煙が健康に悪いことはよく知られています。肺がんや他の部分のがん、肺気腫などの呼吸器疾患、動脈硬化などいろいろな病気の原因になります。喫煙者でも「できればたばこはやめたい」と考える人も多いのです。

おそらく最初は軽い気持ちでたばこを吸い始め「いつでもやめられそう」と思いながらも、なかなか禁煙できなくなります。理由は、たばこのニコチンには強い依存性があり、体が喫煙行動をやめられません。

電子たばこや加熱式たばこは新型たばことも呼ばれます。電子たばこは、液体を加熱してエアロゾルを発生させて吸引します。ニコチンを含む物と含まない物がありますが、発がん物質などを発することが指摘されています。加熱式たばこは、葉たばこを加熱してエアロゾルを吸引するのでニコチンと他の有害物質を含みます。新型たばこの健康への害は、まだ不明な点が多いですが、日本呼吸器学会の見解でも「加熱式たばこや電子たばこが紙巻きたばこより健康リスクが低いという証拠はなく、いかなる目的であってもその喫煙や使用は推奨できない」とされています。しかも、新型たばこでも、周囲にいる人にも健康被害を生じさせる可能性があるのです。

農作業の後に仲間や家族が同乗している車の中や、くつろぐ室内で新型たばこを使用するのは問題です。煙は見えないけれど、有害物質が空間に充満している可能性があり「新型たばこに替えたから安心」とはいえないのです。ご自身の健康のため、周囲の人々の健康のため、禁煙にチャレンジしませんか？まずは禁煙に関心を持ち、家族や仲間に禁煙の意志を宣言し、たばこや関連グッズを処分することからスタートです。5月31日は「世界禁煙デー」。この日から禁煙開始というのはいかがでしょうか？



やってみよう！お手軽手指体操

～指で長方形を描いて創造力を磨く～

健康生活研究所所長：堤 喜久雄

手首を回転させながら、左右の指を合わせていく運動は、脳への血流をアップさせ集中力を高めます。最初はゆっくりでよいので、正確にできるように練習しましょう。慣れてきたら秒針が進む程度の速さで練習し、少しずつ速めましょう。

単純な動きではありますが、合わせる指の種類を変えるなどバリエーションのある体操なので、アイデア次第でいくらでも応用できます。クリエイティブな発想力を養う体操ともいえるでしょう。

外出の機会が少なかったり、あまり人と話さなかったり、そんな日こそお勧めです。

意識してしっかり曲げて伸ばす



①右手の人さし指と左手の親指、右手の親指と左手の人さし指を合わせます。



②指先を同時に離し、左右の手首を回転させます。



③右手の親指と左手の人さし指、右手の人さし指と左手の親指を合わせます。



④指先を同時に離し、手首をそれぞれ回転させて①に戻り、①～④の動きを30～60秒程度繰り返します。

ポイント 指先と指先は一発で合わせられるよう丁寧に動かします。



令和3年度の野菜・花の苗の販売について

今年の苗物販売については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、広報誌制作段階において、**販売日時等は未定**となっております。一部の経済センター及び例年の苗物市開催会場においては、5月中旬の販売を検討しておりますが、組合員の皆さまや職員の健康・安全を最優先し、大幅に規模を縮小させていただく予定です。※新型コロナウイルス感染状況により、販売を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

組合員の皆さまにおかれましては、ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 地区別懇談会 のご案内

右記の日程で令和3年度の第1回地区別懇談会を開催いたします。組合員の皆さまは、開催前にお届けする資料をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら開催させていただきます。
※詳細は支店よりご案内させていただきます。

開催日	地区名	開会時間	会場
6月11日(金)	中央 篠路①	9:30~	本店役員会議室 篠路支店会議室
	琴似 西町	13:00~/15:00~	琴似支店会議室 西町支店会議室
	白石① 篠路②	9:30~	白石支店会議室 篠路支店会議室
6月14日(月)	厚別 手稲	13:00~/15:00~	厚別支店会議室 手稲支店会議室
	白石② 豊平①	9:30~	白石支店会議室 清田支店会議室
6月15日(火)	南 新琴似	13:00~/15:00~	南支店会議室 新琴似支店会議室
	平岸 豊平②	9:30~	平岸支店会議室 清田支店会議室
6月16日(水)	北札幌	13:00~/15:00~	北札幌支店会議室

クールビズのお知らせ

実施
期間

5月17日(月)~9月30日(木)



期間中、当JA職員は軽装にて執務させていただきます。
地球温暖化対策および節電の取り組みのため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。



農業用廃プラスチック回収の分別が変わります！ ～9品目の分別にご協力をお願いします～

例年、農家組合員の皆さまを対象に実施している「農業用廃プラスチック」の回収について、今年度より、**9品目に分別することで回収方法が変更になります**のでお知らせいたします。

該当する廃プラは、規定の方法でまとめ、スムーズに処理できるように早めの準備をお願いいたします。各地区の回収場所及び回収日は、秋頃に本誌にてお知らせいたします。

例年通り、指定された日時に回収場所へ廃プラを運搬していただき、処理費用は個人負担となりますので、予めご了承ください。

〈まとめ方〉

1. 右記の表の通り、品目ごとに分別する。
2. 石や針金など硬い異物を取り除き、できるだけ土も落とす。
3. 一束の重さは10～20kgを目安として梱包する。

※回収量によって個別回収の対応も可能ですので、お問い合わせください(別途料金)。

☆重量の目安

農ビ(幅1.5m、厚さ0.1mm)	肥料袋	農ポリ
100mで19.7kg	100枚で9kg	100mで8.3kg

※新品の場合の目安のため、水や泥で2～3割は増える見込みです。

〈廃プラスチック類分類:9品目〉

軟質	①	農ビ
	②	農ポリ(透明)
	③	農ポリ(雑色)
	④	肥・飼料袋(雑色)
	⑤	牧草ロール(白・黒)
硬質	⑥	苗箱
	⑦	塩ビ管、黒パイプ
	⑧	農薬ボトル(中身を出して水洗いし、フレコンに入れる)
その他	⑨	資材・設備類

〈廃プラスチック類処理費(運搬・処分)〉

35円/kg(税別) ※令和3年5月1日以降

■お問い合わせ
経済部営農販売課(TEL:621-1346)
または各経済センターへ

生産者直売所が まもなくオープン!

とれたてっこ南 生産者直売所

6月上旬
OPEN!

札幌市南区石山2条9丁目7-88
☎(011)592-6141(営業期間中のみ)
※オープン前のお問い合わせは、
南経済センター(☎591-4141)へ
◎月～土曜日
9:30～15:00
☎日曜日・祝日



6月中旬
OPEN!

しのろとれたてっこ 生産者直売所

札幌市北区篠路3条10丁目1-2
☎(011)771-2130(営業期間中のみ)
※オープン前のお問い合わせは、
北経済センター(☎771-2113)へ
◎月～土曜日
10:00～16:00
☎日曜日・祝日

東経済センター 厚別直売所

6月中旬農産物
販売開始!

札幌市厚別区厚別中央
5条3丁目1-6
☎(011)891-2154
◎月～金曜日
10:00～15:00
営業時間が変わりました!
☎土曜日・日曜日・祝日



ホクレンショップ もぎたて市

6月上旬
スタート!

JAさっぽろの組合員が生産した農産物が、下記のホクレンショップ店頭「もぎたて市」コーナーに並びます。

- 中ノ沢店
札幌市南区中ノ沢2丁目2
◎10:00～21:45
- Food Farm 平岡公園通り店
札幌市清田区里塚緑ヶ丘5丁目1-10
◎10:00～21:00



※営業時間等は変更になる場合がありますので、予めご了承ください。



message
board



伝言板



理事会だより

第12回定例理事会

令和3年3月30日(火)午後1時00分より本店役員会議室において第12回定例理事会が開催された。

●協議事項

1、『令和2年度決算手当の支給について』
支給基準・支給人数・支給総額・支給日について説明され、可決決定。

2、『共済規程』の一部変更について
地震にかかる共済契約上の権利の行使または義務の履行の時期にかかる特別措置について、全国共済連が定めた地震等が発生した場合に対応する為の所要の変更である旨が説明され、可決決定。

3、『情報セキュリティ基本規程』の一部改正について

各種ネットワークを介したサービス利用が増加している傾向にあり、日々高度化、巧妙化するサイバー攻撃に備える為の所要の改正である旨が説明され、可決決定。

4、『コンプライアンス・マニュアル』の一部改正について

共済事業関連と人事・労務管理関連の字句・条文・事例等並びに係法令改正に伴う所要の改正である旨が説明され、可決決定。

5、令和3年度

「コンプライアンス・プログラム」について

具体的実践項目について昨年からの変更点を中心に説明され、可決決定。

6、令和3年度余裕金運用及び運用計画額・

運用方針について

基本方針・運用方法並びに取引先金融機関等の説明がされ、可決決定。

●報告事項

1、『リスク評価書』の定期見直しについて

2、特別債権等の処理状況報告

3、重要管理債権経営状況等報告

4、金融機関貸付実行報告

5、令和3年度余裕金等の預入先について

6、令和3年度第1四半期余裕金等運用計画額及び運用方針が報告された。

7、2月末財務状況報告

8、2月末組合員加入・脱退状況報告

9、3月の動静と4月の予定について

10、定期人事異動について

(閉会・午後2時45分)

JAさっぽろDATA

(令和3年3月末業務実績) (令和3年2月末業務実績)

組合員数	正組合員	3,583名	正組合員	3,599名
	准組合員	31,986名	准組合員	32,003名
	合計	35,569名	合計	35,602名
出資金残高	62億4千8百万円		64億7千1百万円	
販売取扱高	18億7千8百万円		18億8千万円	
購買供給高	10億7百万円		8億6千3百万円	
貯金残高	3,376億3千5百万円		3,325億9千8百万円	
融資残高	857億8千6百万円		896億4千7百万円	
共済保有高	5,916億1千9百万円		5,916億9千8百万円	
施設建設取扱高	10億2千万円		7億3千5百万円	
管理受託戸数	4,564戸		4,534戸	